

確定申告が始まります

令和4年分の「所得税」「復興特別所得税」「消費税」「地方消費税」（個人事業者）の確定申告の相談と申告書の受付が2月16日（木）から始まります（ただし、還付申告書は、2月15日（水）以前でも受付できます）。

申告書の提出期限は、令和4年分の「所得税」「復興特別所得税」「贈与税」につきましては3月15日（水）、「消費税」「地方消費税」（個人事業者）につきましては3月31日（金）です。

なお、国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送で提出することができますので、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ぜひ、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

確定申告会場における 入場整理券方式について

深川税務署の確定申告会場へ入場する際には、会場内の混雑緩和のため、入場できる時間枠（午前9時から午後4時まで）が指定された「入場整理券」が必要です。

入場整理券につきましては、深川税務署内に設置の申告会場で当日発行するほか、1月10日（火）より、通信アプリ『LINE』を使用して、国税庁の公式LINEアカウントを「友だち追加」した上で、オンラインによる事前発行も可能です。

郵送により提出される方は、封筒に事業所個別郵便番号（〒078-8507）を必ず記載し、「札幌国税局業務センター旭川分室」宛に送付してください（住所の記載は不要です）。

申告書には、申告者ご本人や扶養親族の方などのマイナンバーの記載と申告者本人の本人確認書類の提示や写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族や事業専従者などの本人確認書類は不要です）。

深川税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日など）は、申告相談や申告書の受付は行っておりませんので、ご注意ください。

詳しくは、国税庁ホームページもしくは深川税務署（TEL 0164-23-2191）へお尋ねください。

なお、入場整理券の発行状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。電話や窓口などで入場整理券の事前発行を行っておりませんので、ご注意ください。

深川税務署の確定申告会場へ入場する際には、検温を実施するほか、マスクの常時着用、手指の消毒をお願いします。

入場整理券の当日の配付状況につきましては、2月16日（木）から、国税庁ホームページ「確定申告特集（本番編）」にて掲載を予定しております。

ご自宅からスマホで申告書の提出ができます！

①マイナンバーカード方式

マイナンバーカードと「マイナポータルアプリ」をダウンロードしたマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを利用して、e-Taxで申告書のデータが送信できます。

令和4年分確定申告からは、新たに医療費通知情報（1年分）、公的年金などの源泉徴収票や国民年金保険料控除証明書もマイナポータル連携の対象となりました。自動入力の対象範囲は、今後も順次拡大予定です。

なお、2月20日（月）から22日（水）までの期間で、まだマイナンバーカードをお持ちでない方のために、深川税務署にマイナンバーカードの出張申請コーナーが設置される予定です。

②ID・パスワード方式

上記①以外にも、事前に税務署で職員との対面により手続きを行った際の「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID・パスワードを使用して、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxで申告書のデータが送信できます。

税務署窓口における納税手続きについて

税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までのお手続きをお願いしております。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、

窓口での納税以外の多様な納税手続きをご提供しておりますので、

ご理解とご協力をお願いいたします。

各種納税方法につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。